

# 綾瀬市立小・中学校における働き方改革に関する方針

## 1 目的

社会環境の変化に伴い教職員の多忙化が社会問題化する中、国においては、平成31年1月25日に中央教育審議会において取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえ、同年3月18日に「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」を発出し、各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と考えられる、学校における働き方改革を進めるための方策が整理されました。

これにより、各教育委員会の実情に応じて順次適切に、働き方改革の推進に向けた取組を進めることが求められました。

また、平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされ、令和2年1月17日に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示として公示されました。

綾瀬市教育委員会では、新たに、「綾瀬市教育職員の業務量の管理に関する規則」の制定及び「綾瀬市立小・中学校における働き方改革に関する方針」の策定を行い、この方針に基づき学校における働き方改革を推進します。

## 2 取組

学校における課題が複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が拡大しています。教員の精神的・身体的な負担が大きくなっている現状を踏まえ、教員の長時間労働の是正を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高め、教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる精神的な余裕を創出するとともに、教員と児童・

生徒が向き合う時間を確保し、質の高い教育を支える持続可能な学校運営を実現するための環境整備を進めます。

### 3 取組の推進（施策の方向性）

持続可能な学校運営を実現するために、次の5つの重点をもって働き方改革を推進します。

#### （1）学校業務の適正化

教員及び学校職員が行う業務の整理を行い、少人数指導員やスクールサポートスタッフ等の学校を支える人員体制を確保し、学校業務の軽減・効率化を図ります。また、教員の多忙化の一つの要因となっている部活動の在り方について、外部指導員の確保や定められた休養日等の徹底を推進します。

#### 【具体的な取組】

- ・教職員の役割整理・明確化  
【別紙「綾瀬市の教職員等の職務例」による】
- ・少人数指導員等の配置
- ・スクールサポートスタッフ等の学校を支える人員の配置
- ・「綾瀬市中学校部活動方針」の徹底
- ・学校業務（会議・研修・行事）等の見直しの推進

#### （2）勤務環境の整備

教職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、時間外在校時間の上限の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行います。

### 【具体的な取組】

- ・ 時間外在校時間の縮減  
(勤務時間の上限に関する方針、出退勤管理システム)
- ・ 休暇取得の促進 (学校閉庁日の設定)
- ・ 留守番電話対応の整備
- ・ I C T の活用促進
- ・ 一斉退勤日 (ノー残業デー) 等の設定推進

### (3) 労働安全衛生管理体制の充実

教職員の1ヵ月の時間外在校時間が80時間を超えた場合は、学校と連携し面接指導を実施するなど教員の健康管理や職場環境の改善に努めます。また、ストレスチェック実施での面接指導や公立学校共済組合において実施している電話やWebによる無料相談窓口について、積極的に活用できるように周知します。

### 【具体的な取組】

- ・ 面接指導体制の整備
- ・ ストレスチェックの実施
- ・ 相談窓口 (電話・メール) 等の周知
- ・ 在校時間の適切な把握

#### (4) 教職員の意識改革

学校運営の基本方針を検討する際には、教員の働き方改革の視点を盛り込むように働きかけます。また、県のタイムマネジメントや業務の効率化等の研修への参加を促進し、勤務時間に関する意識改革を推進します。

##### 【具体的な取組】

- ・ 働き方改革に関する情報等の提供
- ・ 市民、保護者への情報発信

#### (5) 「綾瀬市学校教育推進プラン」の推進

「綾瀬市学校教育推進プラン」の実施に向けた取り組みの一環として、各学校と連携し働き方改革の推進を図ります。

また、学校の推進状況や意見を聴きながら改善を図ります。

##### 【具体的な取組】

- ・ 「綾瀬市学校教育推進プラン」の具体的な取組みの推進